

# 第 1 1 回

## 大網白里市農業委員会総会議事録

令和 5 年 3 月 1 0 日 (金)

農村環境改善センター 農事研修室

## 第11回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年3月10日（金）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤 英夫

4、出席委員（17名）

1番	平賀久雄	2番	齊藤義信
3番	小川一成	4番	宍倉喜八郎
5番	川崎篤之	6番	増田健二
7番	平賀武	8番	加藤岡一弘
9番	内山充弘（会長職務代理者）	10番	中村和敏
11番	川嶋一美	12番	板倉小百合
13番	内海亮一	14番	梅原英男
15番	齋藤重幸	16番	鵜澤英夫（会長）
17番	今関喜明		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
（整理番号1～11）

第4 議案第2号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する農業委員会  
意見書について

第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
（整理番号1）

第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
（整理番号1～2）

第7 議案第5号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定について

第8 議案第6号 大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転について

第9 議案第7号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について  
（利用権設定）

- 第10 議案第8号 大網白里市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
- 第11 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(整理番号1～5)
- 第12 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
(整理番号1)
- 第13 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  
(整理番号1)
- 第14 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について  
(整理番号1～2)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	米 倉 正 美	副 主 幹	石 井 勇
主 査	千 葉 利 憲	主任書記	戸 田 久 子

◎開 会

○議長 ただいまより、第 11 回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は 17 名中 17 名で、定足数に達しておりますので、第 11 回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3 時 0 4 分)

---

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、平賀武委員及び加藤岡一弘委員にお願いいたします。

---

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第 2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

---

◎議案第 1 号 (整理番号 1～11)

○議長 続きまして、日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案第 1 号、整理番号 1 から 11 について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の 1 ページをご覧ください。

整理番号 1、申請地は、金谷郷字長谷、現況地目 畑の 5 筆、合計面積 2,532 平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、相手方の申出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中のやや下付近に 4 つに点在して 1-1 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 1 ページから 6 ページまでになります。

次に、整理番号 2、申請地は、金谷郷字上根引、地目 田の 1 筆、面積 1,523 平方メー

トルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、相手方の申出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中の下付近に1-2と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料7ページから10ページまでになります。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、養安寺字尻無、字小西境、字台、地目 田の6筆、合計面積4,219平方メートルおよび地目 畑の1筆、面積671平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中付近に3つ、および左上付近に1つ、合せて4つに点在して1-3と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料11ページから20ページまでになります。

次に、議案書の3ページから4ページまでをご覧ください。

整理番号4、申請地は、大網字新宿後、字東仙塚、字山王、字道面、字拾式島、字前島、字長峰、現況地目 田の18筆、合計面積17,561平方メートルおよび現況地目 畑の8筆、合計面積2,486平方メートルを、贈与により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、農業後継者の権利者へ生前贈与するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、右の真ん中付近に、15に点在して1-4と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料21ページから42ページまでになります。

次に、整理番号5、申請地は、大網字小川、地目 田の1筆、面積383平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、経営規模を縮小するため、

でございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、左上付近に1-5と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料43ページから46ページまでになります。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

整理番号6、申請地は、富田字仲谷、地目 田の1筆、面積46平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、隣接地と一体で耕作するため、義務者は、相手方の申出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、左下に1-6と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料47ページから50ページまでになります。

次に、整理番号7、申請地は、南今泉字前川、地目 田の3筆、合計面積6,203平方メートルを、貸借により、賃借権を設定しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、施設近隣に農地を借用し効率的な営農を行うため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の⑦をご覧くださいまして、真ん中の下付近に1-7と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料51ページから65ページまでになります。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

整理番号8、申請地は、富田字三百田、地目 畑の1筆、面積540平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、真ん中のやや下付近に1-8と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料66ページから69ページまでになります。

次に、整理番号9、申請地は、清名幸谷字天神前、字中台、地目 田の3筆、合計面積1,479平方メートルおよび地目 畑の1筆、面積327平方メートルを、売買により、所有権

を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、相手方の申出によるため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の⑤をご覧くださいまして、真ん中付近に2つ、右下付近に1つ、合せて3つに点在して1-9示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料70ページから76ページまでになります。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

整理番号10、申請地は、細草字明地、地目 田の1筆、面積1,039平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、相手方の申出によるため、義務者は、耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の⑦をご覧くださいまして、左の真ん中付近に1-10と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料77ページから80ページまでになります。

次に、整理番号11、申請地は、九十根字鯨田、字永津、字塔之前、細草字明地、現況地目 田の9筆、合計面積23,760平方メートルおよび現況地目 畑の4筆、合計面積10,711平方メートルを、贈与により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、合同会社へ事業継承するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の⑥をご覧くださいまして、右上付近に3つ、左上付近に4つ、合せて7つに点在して1-11と示す箇所、および、図面の⑦をご覧くださいまして、左の真ん中付近に3つに点在して1-11と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料81ページから106ページまでになります。

なお、整理番号1から11の権利者の農業従事日数および農業機械の保有状況のほか、経営面積は所定面積以上であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から2の案件につきましては、一括して、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀（久）委員 それでは、議案第1号整理番号1について、調査報告いたします。概要については、事務局説明のとおりでございます。

調査は3月4日に伊藤推進委員と権利者宅に伺い、聞き取り調査と現地確認を行いました。

いずれも自宅から近く、権利者家族の農地に隣接しており、耕作しやすいため、経営規模の拡大をしたいということです。現地等につきましては、耕作や維持管理されていました。

整理番号1の義務者については、市外に居住されていることから、電話で聞き取り調査を行いました。以前は田でありましたが、転作のため、地域の方々が、ひまわり等の栽培をしていましたが、コロナ等の影響から、ひまわり栽培を止めることになりましたので、管理するのに困っていたところ、権利者の方からお話があり、今回の申請に至ったということで、内容に間違いはないということでした。

続きまして整理番号2の義務者については、3月4日に伊藤推進委員と訪問し、聞き取り調査を行いました。権利者の方からお話があり、今回の申請に至ったということで、内容は間違いはないということです。整理番号1、2とも問題はないと思われませんが、慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、宍倉喜八郎委員、お願いいたします。

○宍倉委員 整理番号3について、調査報告いたします。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。申請場所については、図面②の1-3になります。調査にあたりましては、義務者は、現在市外に住んでいますので、3月3日に電話にて確認しました。申請内容に、間違いのないことでした。

3月4日に、宍倉推進委員と現地にて、権利者とお会いし、申請内容を確認しました。

以前から、権利者において、耕作していたようです。本申請地が、自宅に近く、耕作しやすいこともあり、同意したようです。

以上が今回の調査結果でございます。

特に問題点はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。



○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号4の案件につきましては、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 それでは、議案第1号整理番号4について、調査報告申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。3月5日加藤推進委員と、権利者に面談を行い、確認をいたしました。

なお、権利者と義務者については、親子で、数年前に父親が亡くなり、その時に持ち分を2分の1ずつ相続したわけでございますけれども、母親が高齢になってきたことと、権利者も60歳になったということで、農業後継者である権利者に持ち分の同意を行い、一本化することです。

なお、農機具も揃っており、現在もすべての耕作や管理を権利者が行い、問題はないと思われまので、慎重なるご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、議案第1号整理番号5の調査報告をいたします。

調査にあたりましては3月6日に関本推進委員と権利者宅で話を聞きました。

申請内容に間違いがないとのことでした。

義務者は3月7日に電話にて調査をいたしました。義務者の話では、申請地の近くの方から耕作をしないのなら知っている人がいるからということで、権利者を紹介されたそうです。

現地は綺麗に管理され、権利者は市内農業者であり、労働力もあり、問題はないと思いますが、慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号6の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀(武)委員 それでは、議案第1号整理番号6について調査報告を申し上げます。

内容は事務局説明のとおりでございます。3月4日、菅谷推進委員と2人で、権利者と義務者の自宅を訪問し、それぞれ話を伺いました。

義務者は後継者に相続しても将来の保証もないので、一つの区切りをつけたいと思っていて、隣接地を耕作している権利者と話をしたところ、権利者も隣接地のため、一体的に耕作ができるため、利便性もよくなることから、今回の申請に至ったということでございます。

また、権利者、義務者ともに申請の内容には間違いがないということでもございました。

特に問題はないと思いますが、皆様方の慎重な審議をお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号7の案件につきましては、齋藤重幸委員、お願いいたします。

○齋藤（重）委員 整理番号7について調査報告を行います。

内容は事務局の説明のとおり、3月4日に八角推進委員、権利者、義務者と現地確認し、詳細を伺いました。

権利者の団体は、申請地を以前より耕作をしておりましたが、権利者が今年新たに農事組合法人を立ち上げ、申請に至ったもので双方とも3条の申請に間違いはないということでした。資料に記載のとおり、機械設備等、揃っています。

以上、委員の皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号8から9の案件につきましては、一括して、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、まず整理番号8について、調査報告します。

3月4日、小倉推進委員と、権利者から伺いお話を聞いて参りました。

義務者は留守のため、電話にてお話を聞きました。

この2人は姉弟です。今回の案件の土地は、父親が亡くなったときに、義務者に相続したものの、耕作できないので、権利者の方に渡すと、そういう申請です。

何ら問題ないと思いますが、よろしくお願いいたします。

続いて、整理番号9です。

3月4日。齋藤推進委員と権利者宅において、義務者は市外でしたので電話での聞き取りになりました。

今まで他の人が作っていたんですが、義務者が相続をしたものの、自分の家族で耕作ができないということで、隣接の権利者にお話したところ、私を買受けるということになりました。今回の申請に至ったそうです。

何ら問題はないと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号10の案件につきましては、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第1号整理番号10について、調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。3月5日に板倉委員と片岡推進委員と、私の3

名にて、現地を見て権利者には自宅へ伺い調査を行いました。

義務者は以前より権利者に耕作をお願いしていたそうですが、今後、耕作ができないため、権利者に相談をして、権利者は義務者の申し出を受け、申請地の両脇が自分の土地になることで管理がしやすいことから、第3条による所有権移転の申請に至ったと話しておりました。

義務者、権利者とも、申請については間違いないということでした。

申請地は綺麗に管理されておりました。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号11の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員 議案第1号整理番号11について調査報告を申し上げます。

理由内容は事務局の説明のとおりです。3月5日に内山委員、片岡推進委員とともに、義務者宅へ伺い調査と現地確認を行いました。

義務者は植木の管理作業や販売、そして大規模な稲作農家を営んでおります。昨年よりドローンによるカメムシ防除をスタートさせ、地域の方々より信頼される意欲的な認定農業者です。令和4年4月に合同会社を設立し、現在、社員は奥様1人です。これからも経営規模を拡大していきたいということでした。

この申請は義務者の事業を合同会社へ継承とするもので、何ら問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から11について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、議案第1号の整理番号1から11に対する質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたし

ます。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を  
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定をいた  
します。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を  
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定をいた  
します。

次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を  
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は原案のとおり許可することに決定をいた  
します。

次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を  
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は原案のとおり許可することに決定をいた  
します。

次に、議案第1号、整理番号6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を  
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6は原案のとおり許可することに決定をいた  
します。

次に、議案第1号、整理番号7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を  
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号7は原案のとおり許可することに決定をいた

します。

次に、議案第1号、整理番号8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を  
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号8は原案のとおり許可することに決定をいた  
します。

次に、議案第1号、整理番号9について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を  
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号9は原案のとおり許可することに決定をいた  
します。

次に、議案第1号、整理番号10について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手  
をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号10は原案のとおり許可することに決定をい  
たします。

次に、議案第1号、整理番号11について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手  
をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号11は原案のとおり許可することに決定をい  
たします。

---

#### ◎議案第2号

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法施行規則第95条の該当の有無に関する  
農業委員会意見書についてを議題とします。

事務局から議案第2号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

議案第2号でございます。

本案は、本年2月7日付けで関東農政局長から農業委員会長に意見を求められているもの  
であり、国有農地の一般競争入札に先立ち、同年2月6日付けで、申込者から関東農政局長

あてに国有財産競争入札参加申込書の提出がありましたことから、農地法施行規則第95条に規定する売り払いの相手方として妥当であるか否かについて、審議していただくものでございます。

売り払い予定地は、大網字北原、地目 田の2筆、合計面積32.61平方メートルであります。

所在位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、右の真ん中付近に、2つに点在して、2と示す箇所でございます。申込内容の詳細は、別添の詳細資料107ページから114ページまでになります。

なお、売り払いの相手方の要件といたしましては、農地法施行規則第95条に、売り払いの相手方は農地法第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しない者に限ると定められておりますことから、申込者は売り払いの相手方に該当するものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

議案第2号の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 議案第2号の調査報告します。内容は事務局説明のとおりです。

売り払い予定地の農地を70年以上前より耕作していましたが、3年前に県庁の農地・農村振興課に相談したところ、今回の売り払いに至ったそうです。現地は綺麗に管理されておりました。隣接の農地も申込者において耕作されており、近隣に悪影響を及ぼすことはないと思います。申込者は機械や労働力もそろっており、問題はないと思います。

慎重審議のほど、お願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、議案第2号について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第2号について、申込者が売り払いの相手方に該当するとの意見に賛成の方は挙

手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号は、申込者が売り払いの相手方に該当するとの意見に決定いたします。

よって、議案第2号につきましては、申込者が売り払いの相手方に該当するとの意見を付して、関東農政局長に送付いたします。

---

◎議案第3号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の16ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、北今泉字南浜戸、地目 畑の1筆、面積1,115平方メートルの内、59.19平方メートルを自宅の進入路用地に転用しようとするものでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の⑦をご覧くださいまして、右上付近に3-1と示す箇所があります。

申請理由は、現在、自宅の進入路として使用中であり、他に適当な場所が見当たらないため、とのことでございます。

なお、地目、宅地部分を含めた計画であり、全体の面積は、79.23平方メートルでございます。

計画の概要は、幅、約4メートルの自宅の進入路を設けようとするものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料の115ページから124ページまでとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準であります。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、今回の申請におきまして、所要額は発生しない資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障ないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、造成、整地等を行わないことから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

また、雨水排水につきましては、自然浸透の計画となっておりますので、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1につきましては、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 議案第3号整理番号1について、調査報告をします。

詳細は事務局説明のとおりです。

調査は、3月5日に、齋藤委員、申請者と現地で話を聞きました。

申請地は、以前より進入路として使用していましたが、地籍調査により農地であることが判明したため、今回の申請に至ったということです。

特に問題ないとは思いますが、皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号の整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第3号の整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第3号整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長 総員賛成により、議案第3号整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第3号整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

---

◎議案第4号(整理番号1～2)

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを



議題とします。

事務局から議案第4号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の17ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字沼向、地目 畑の1筆、面積1,332平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.389平方メートルでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、右上付近に4-1と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地を引き続き借り受け、売電事業を行うために計画したとのことです。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱66本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、125ページから143ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可としまして、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、などになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること、などの条件を付することとされております。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3.5メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業

機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

次に、整理番号2、申請地は、大網字沼向、地目 畑の1筆、面積614平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.226平方メートルでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、右上付近に4-2と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地を引き続き借り受け、売電事業を行うために計画したとのことです。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱30本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、144ページから162ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内に該当すると考えられます。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地ではありますが、例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件および一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号1と同様で

ありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径 76 ミリメートルの支柱を 3メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して 2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号 1 から 2 の案件につきましては、一括して、梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは議案第 4 号整理番号 1 の調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては去る 3 月 6 日に川寄委員と一緒に権利者並びに、そして農地を営農する耕作者におきまして、現地で立ち会いの上、その状況を調査して参りました。

その調査結果でございますけれども、この事業につきましては、営農型太陽光発電事業を実施すべく、令和 2 年 2 月 6 日の総会におきまして、農地転用の採決をいただいた農地でございます。

今回の申請につきましては、転用事業から、3 年が経過しようとするところから、2 回目の更新手続きを行おうとするものでございます。

現状といたしましてはまだ 3 年ですので、施設も新しく、管理状況は良好でパネルの下部

につきましても、草刈等は、行き届いており、綺麗な状況でございました。

また、これまでサツマイモを作付けしておりましたけれども、例年サツマイモの苗の入手が困難ということから、これからは代替案として、ブルーベリーを作付けする予定とのこと  
でございました。

さらに更新に当たりまして、権利者が再度近隣の住居のポストに意見調書を投函して確認  
をいたしましたところ、意見はなかったということでした。

なお、義務者につきましては3月5日に電話で確認をいたしましたところ、事業の3年間  
で何ら問題はなかったもので、継続でよろしくお願ひしたいとのことでした。

以上が今回の調査結果でございます。

2回目の更新でございますので特に支障はないものと思われませんが、皆様方の慎重ご審議  
のほどよろしくお願ひします。

続いて議案第4号整理番号2の調査結果でございますけれども、内容につきましては、事  
務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては先ほどの整理番号1と関連することから、同じく3月6日に川寄  
委員と一緒に、権利者の代理人、そして農地を営農する耕作者を交えまして現地で立ち会い  
の上、その状況を調査して参りました。

その調査結果でございますけれども、営農型太陽光発電事業の更新でございます。

先ほどの整理番号1と、整理番号2の義務者につきましては、本家、分家の関係であり、  
同じく令和2年2月6日の総会におきまして、太陽光の事業にあたり、採決をいただいた農  
地でございます。

したがいまして、申請の内容につきましても、施設の状況や農地の管理状況、これらも一  
緒で、さらには、営農する耕作者も同じことから、作付けのサツマイモからブルーベリーに  
変更して耕作する予定とのことでした。

なお、義務者につきましては、3月5日に電話で確認をいたしましたところ、事業されて  
いる3年間で何ら問題がなかったもので、継続したいのでよろしくお願ひしたいとのこと  
でした。

以上が今回の調査結果でございます。

特に支障はないものと思われませんが、皆様方の慎重ご審議のほどよろしくお願ひ申し上  
げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第4号、整理番号1から2について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第4号、整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第4号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第4号、整理番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号2は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第4号、整理番号1から2につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

---

#### ◎議案第5号

○議長 次に、日程第7、議案第5号、大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第5号について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の18ページをご覧ください。

議案第5号でございます。

本案は、千葉県農業会議が設定した令和5年度地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金をもとにして、令和5年4月1日から適用する農作業を受委託する際の目安となる賃金や機械作業料金の標準額を定めようとするものでございます。

内容につきましては、石井副主幹から説明いたします。

○事務局 それでは議案書18ページの表をご覧ください。

表の太線で囲んであります令和5年度、市決定額の欄が、今回定めようとする金額となります。

なお、今年度、令和4年度の金額については、その二つ左の令和4年度、市決定額の欄に記載しております。

また、それぞれの単位につきましては、備考欄に記載してありますので、そちらで確認をお願いします。

それでは、順次、読み上げさせていただきます。

まず、農作業標準賃金につきまして、1番目の水田作業が8,800円で、今年度と同額。

2番目の畑作業が8,500円で、今年度の8,100円に対し、400円の値上げ。

3番目から機械作業料金になります。

3番目の水田耕起が6,500円で、今年度6,300円に対し、200円の値上げ。

4番目の水田代かきが6,700円で、今年度の6,600円に対し、100円の値上げ。

5番目の畦塗りが38円で、今年度と同額。

6番目の植付けが8,300円で、今年度の8,200円に対し、100円の値上げ。

7番目の育苗が770円で、今年度の760円に対し、10円の値上げ。

8番目の乾燥調整が3,000円で、今年度の2,900円に対し、100円の値上げ。

9番目の刈取脱穀が18,300円で、今年度の18,000円に対し、300円の値上げ。

最後に10番目の刈取から袋詰めまでが47,500円で、今年度の46,300円に対し、1,200円の値上げとなっております。

全体的に値上がりをしていますが、主な理由としましては、機械本体代の上昇および燃料価格の値上がりによるものでございます。

なお、本議案につきましては、本総会で承認をいただきましたら、市広報紙やホームページにて周知をさせていただく予定でございます。

議案の説明は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第5号について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、暫時休憩をいたします。

(午後 4時05分)

---

○議長 会議を再開いたします。

(午後 4時15分)

---

◎議案第6号

○議長 日程第8、議案第6号、大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題といたします。

事務局から議案第6号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の19ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員長へ意見を求められたものでございます。

議案書の20ページ、所有権移転総括表をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は1人、所有権の移転をする者は1人、所有権の移転をする農用地の筆数および面積は、田が9筆で、面積11,840平方メートル、畑はございませんので、合計面積は同じく、11,840平方メートルでございます。

次に、議案書の21ページをご覧ください。

所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の22ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

整理番号1の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積の順に説明させていただきます。

なお、譲受人と譲渡人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、桂山および九十根、田が9筆、11,840平方メートル。

なお、整理番号1の譲受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。関連して、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号1について、ご報告を申し上げます。

内容は、事務局の説明のとおりです。

3月6日、鶴澤推進委員と譲受人宅でお話を伺いました。今回の申請に間違いのないことでした。

3月7日、譲渡人には、遠方のため、電話で確認したところ、申請に間違いのないことでした。譲渡人は、相続によりこの土地を取得したとのことで、農業もしたことがなく困っていたため、譲受人に相談したところ話がまとまり、今回の申請に至っております。

譲受人は施設等も整っており、特に問題はないと思いますが、慎重審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第6号、整理番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第6号は、原案のとおり承認することを決定いたします。

---

#### ◎議案第7号(利用権設定)

○議長 続きまして、日程第9、議案第7号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。



なお、本日審議いただく整理番号 20 の案件は、農地中間管理事業により利用権設定をするものであります。

また、整理番号 21 の案件は、私が大網白里市農業委員会総会会議規則第 10 条の規定によりまして、議事参与の制限に該当しますので、内山充弘会長職務代理者に議事を進行していただきます。

つきましては、先行して、整理番号 1 から 20 の案件の審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め、事務局から議案第 7 号、整理番号 1 から 20 について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の 23 ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の 24 ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は 13 人、利用権の設定をする者は 18 人、利用権の設定をする農用地の筆数および面積は、田が 73 筆で、面積 62,580 平方メートル、畑が 1 筆で、面積 2,125 平方メートル、田と畑の合計面積は、64,705 平方メートルでございます。

次に、議案書の 25 ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の 26 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が 6 件、更新が 15 件の合計 21 件でございます。

整理番号 1 から 20 の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号 1、永田、田が 2 筆、1,040 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、新規。

整理番号 2、永田、田が 9 筆、4,826 平方メートル、5 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、新規。

次に、議案書の 27 ページをご覧ください。

整理番号 3、大網、田が 6 筆、4,328 平方メートル、10 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、新規。

整理番号 4、大網、田が 8 筆、6,997 平方メートル、10 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

次に、議案書の 28 ページをご覧ください。

整理番号 5、金谷郷、田が 2 筆、1,159 平方メートル、6 年、無償、更新。

整理番号 6、南玉および池田、田が 12 筆、8,460 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、90 キログラム、更新。

次に、議案書の 29 ページをご覧ください。

整理番号 7、池田、田が 1 筆、1,021 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、90 キログラム、更新。

整理番号 8、富田、田が 7 筆、6,756 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

次に、議案書の 30 ページをご覧ください。

整理番号 9、富田、田が 1 筆、656 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

整理番号 10、南玉、田が 1 筆、1,180 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

次に、議案書の 31 ページをご覧ください。

整理番号 11、南玉、田が 1 筆、304 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

整理番号 12、南玉、田が 4 筆、1,903 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

次に、議案書の 32 ページをご覧ください。

整理番号 13、南玉、田が 1 筆、267 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

整理番号 14、南玉、田が 2 筆、1,960 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

次に、議案書の 33 ページをご覧ください。

整理番号 15、南玉、田が 3 筆、2,981 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

整理番号 16、南玉、田が 1 筆、489 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

次に、議案書の 34 ページをご覧ください。

整理番号 17、南玉、田が 1 筆、1,021 平方メートル、3 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米、60 キログラム、更新。

整理番号 18、上谷新田、畑が 1 筆、2,125 平方メートル、10 年、無償、更新。

次に、議案書の 35 ページをご覧ください。

整理番号 19、細草、田が 1 筆、238 平方メートル、6 年、無償、新規。

整理番号 20 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされております。また、同条第 3 項第 4 号の規定に基づく農地中間管理機構の公益社団法人千葉県園芸協会において千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

整理番号 20、北吉田、田が 8 筆、15,441 平方メートル、10 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 90 キログラム、新規。

なお、整理番号 1 から 20 の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件および整理番号 20 につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会および市農業振興課の 4 者により、農地の貸し借りについて、すでに確認されており、農業委員等による調査は不要であるとの申し合わせが行われておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号 1 から 2 の案件につきましては、一括して、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀（武）委員 それでは、整理番号1に、あわせて、整理番号2の調査報告をさせていただきます。

内容は、事務局説明のとおりでございます。

3月4日、菅谷推進委員と私の2人で、借受人と整理番号2の貸付人にお話を伺いました。また、整理番号1の貸付人は遠方のため、電話で話を伺いました。

申請のとおり間違いないのでよろしくお願いいたしますということでございました。

貸付者は昨年まで耕作を依頼していた人が、耕作ができなくなってしまったため、借受人に利用権を設定して、耕作を依頼するというところでございます。

借受人は勤めが3月いっぱいまで終わり時間の余裕ができるので、引き受けたということがありました。

借受人は農業機械もすべてそろっているようで、特に問題はないと思いますが、皆様方の慎重な審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3について、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 それでは、整理番号3について調査報告をします。

3月5日に加藤推進委員と、貸付人宅を訪問し、確認を行いました。

借受人は、貸付人と同じ地区に住む認定農業者であります。

貸付人は前々から1人での作業に限界を感じておられて、作業委託をしたいと考えておりました。そして、所有者の近くで耕作をしている借受人に相談したところ、引き受けてくれるということで、今回の申請に至っております。

申請地は綺麗に管理されており、すぐに耕作できる状態になっており、問題はないと思われますけれども、慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号19について、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 整理番号19について、調査報告を申し上げます。

理由としては事務局説明のとおりで、3月4日に片岡推進委員と私、2名で、貸付人は申請地にて、借受人は自宅へ伺い調査を行いました。

貸付人は市外在住の方で、以前より申請地の管理が大変だったため、事務局へ相談をされ、地元委員へ新たな耕作者の依頼があったため、数名声掛けをしたところ、近隣の圃場を作付

している借受人が、今後、耕作を行ってくれることになり、貸付人に耕作をしてくれる借受人を報告をして、今回、利用権設定を結ぶことになりました。

今後、しっかり管理していくと申しておりました。

以上、問題ないと思われませんが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から20について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1から20に対する質疑を終結いたします。

次の整理番号21の案件について、私は議事参与の制限に該当しますので、本案件が終了するまで退室いたします。

それでは、内山会長職務代理者、よろしくお願ひいたします。

○会長職務代理者 それでは、しばらくの間、鶴澤会長に代わりまして、議長を務めさせていただきます。

議事の進行について、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

早速、議案の審議に入ります。

事務局から議案第7号、整理番号21について、説明をお願ひいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の36ページをご覧ください。

整理番号21の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号21、清名幸谷、田が2筆、1,553平方メートル、5年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、新規。

なお、整理番号21の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○会長職務代理者 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報

告をお願いいたします。

それでは、整理番号 21 の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 整理番号 21 について、調査報告を申し上げます。

3月4日、齋藤推進委員と、借受人に話を聞いて参りました。

内容は事務局の説明のとおりです。

貸付人については、電話で話を聞きました。貸付人が今まで、他の方に耕作していただいたのですが、返されてしまうということで隣接している借受人にお願いして、今回の申請に至ったそうでございます。

何も問題はないと思いますが、慎重審議よろしく申し上げます。

以上です。

○会長職務代理者 ご苦労さまでした。

これより、整理番号 21 について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長職務代理者 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号 21 に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第 7 号、整理番号 1 から 21 について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長職務代理者 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第 7 号、整理番号 1 から 21 について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長職務代理者 総員賛成により、議案第 7 号、整理番号 1 から 21 の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、鶴澤英夫会長を入室させてください。

再び、鶴澤会長に議事の進行をしていただきますので、ここで議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(鶴澤会長 入室)

◎議案第 8 号

○議長 続きまして、日程第 10、議案第 8 号、大網白里市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題といたします。

事務局から議案第 8 号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の 37 ページをご覧ください。

本案は、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、農地等の利用の最適化を推進するため、本市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を定めるものでございます。

はじめに、第 1、基本的な考え方では、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられましたことにより、今後の担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による、農地等の利用の効率化および高度化の促進を図るため、大網白里市の現状と課題、方向性、指針策定の趣旨などの基本的な考え方を記載したものでございます。

なお、この指針は、農業委員および農地利用最適化推進委員の改選期に併せまして、3年ごとに見直しを行うこととしており、単年度の具体的な活動につきましては、毎年度に策定する、最適化活動の目標の設定等のおりとするものでございます。

議案書の 38 ページをご覧ください。

次に、第 2、具体的な目標、推進方法および評価方法でございます。

1、遊休農地の発生防止・解消についての（1）遊休農地の解消目標では、現状の遊休農地面積 24.2 ヘクタール、遊休農地の割合 1 パーセントに対しまして、3年後の目標を、遊休農地面積 9.7 ヘクタール、遊休農地の割合を 0.4 パーセントに設定するものでございます。

なお、具体的な推進方法につきましては、議案書に記載のとおりであります。

議案書の 39 ページをご覧ください。

次に、2、担い手への農地利用の集積・集約化についての（1）担い手への農地利用集積目標では、現状の集積面積 481 ヘクタール、集積率 20 パーセントに対しまして、3年後の目標を、集積面積 523 ヘクタール、集積率 21.7 パーセントに設定するものでございます。

なお、具体的な推進方法につきましては、議案書に記載のとおりであります。

議案書の 40 ページをご覧ください。

次に、3、新規参入の促進についての（1）新規参入の促進目標では、現状の個人および法人における新規参入者数 2 人、新規参入者取得面積 0.45 ヘクタールに対しまして、3年後の目標を、個人および法人における新規参入者数 7 人、新規参入者取得面積 16.5 ヘクタ

ールに設定するものでございます。

なお、具体的な推進方法につきましては、議案書に記載のとおりであります。

説明は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第8号について、質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○議長 齋藤委員。

○齋藤（重）委員 40ページの新規就農フェア等への参加について、これ新規就農者の説明とかそういう体制だと思いますけど、私のところにも新規就農して、6次産業化までしたいけれど、どうすればいいですかという相談があります。

その場合、農業委員会に聞きに行くのか、農政課の方に最初に行くべきか、どちらがいいですか。

○議長 事務局。

○事務局 ただいまの齋藤委員からの質問でございますが、新規就農者の方につきましては、新規就農の補助金を活用される方が多いので、農業振興課に行かれるケースが多いです。補助金を活用しないで、すぐに農地を借りて耕作されたいという方であれば農業委員会事務局を経由しまして、農業委員や推進委員へおつなぎするような形となります。

説明は以上でございます。

○議長 齋藤委員。

○齋藤（重）委員 ありがとうございます。

関連して、この②で年に何回ぐらいフェアとか、こういうここに書いてあるような内容を行う予定でしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ただいまの齋藤委員からの質問でございますが、この新規就農フェア等につきましては、農業会議の方が主体で行っておりまして、今年度は昨年11月に千葉市内のホテルで行われました。

私が見学したところ、農業委員会事務局はインターネットにより参加をされている農業委員会がございました。令和5年度以降につきましては、時期が参りましたら、役員会等で相談しながら、出展方法について検討していく必要があると思います。



以上でございます。

○議長 これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第8号は原案のとおり決定されました。

---

◎報告第1号～報告第4号

○議長 続きまして、日程第11、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第12、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第13、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第14、報告第4号、農地の転用事実に関する照会についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書41ページから43ページまでをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は5件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の44ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出は1件でございます。

農地の所在地および権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届出地について、転用しようとするものでございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の45ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は1件でございます。

農地の所在地および賃借人、貸借人は、議案書に記載のとおりであり、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の46ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は2件でございます。

法務局から照会のありました各農地の所在地および申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員および推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答したところでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第4号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第11から日程第14の報告事項を終了いたします。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員、または事務局からお願いいたします。

○議長 事務局。

○事務局 それでは、事務局から2点、連絡事項がございます。

1点目は、農業委員、推進委員の皆様のお手元にお配りしております、A4判の令和5年度農業委員会役員会・総会予定表でございます。

令和5年度における各月の総会開催日につきましては、表の右から2番目、総会と書かれた欄でございます。

総会会場につきましては、その右側となりまして農村環境改善センター農事研修室、または保健文化センター3階視聴覚室で行う予定でございます。

なお、開始時間につきましては、総会直近の役員会で決まりますことから、調査依頼もしくは出席依頼の文書によりまして、お知らせいたします。

2点目は、同じくA4判の令和5年度農地パトロール年間予定表でございます。

農地パトロールにつきましては、農地転用後における工事完了届や法務局からの転用事実に関する現地調査等を確認するに当たりまして、原則的に毎月11日から14日の間に設定し、農業委員2名、推進委員1名に加えまして、事務局により実施しております。

基本的に毎月1回としていますが、法務局からの照会等が1回で納らない場合は、当該月

の担当者3名で現地確認を行いますので、ご協力をお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、ご質問、ご意見がありましたら、挙手を  
お願いいたします。

○議長 川嶋委員。

○川嶋委員 来週から、マスクの着用が個人の判断になるわけだけど、総会等について、マ  
スク着用の方針が決まっていたら教えていただきたい。

○議長 事務局。

○事務局 ただいまの川嶋委員からの質問でございますが、今月の役員会におきまして、総会  
におけるマスクの着用について協議して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 よろしいですか。

○川嶋委員 はい。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

#### ◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で本日の議案の審議および報告事項は全て終  
了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これにて、第11回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時57分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月10日

農業委員会会長

嶋澤英夫

署名委員

平賀 武

署名委員

加藤 一弘